

被 処 分 者	認 定 証 番 号	兵庫県公安委員会 第 630180 号
	自動車運転代行業者 の 名 称 又 は 記 号	加古川運転代行
	主たる営業所が所在する市区町村	兵庫県加古郡播磨町
処 分 年 月 日		平成 28 年 9 月 15 日
処 分 内 容		自動車運転代行業の認定取消
処 分 理 由		6 ヶ月以上の営業休止
根 拠 法 令		自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 第 7 条 第 1 項 第 3 号
処分を行った公安委員会		兵庫県公安委員会